

岸和田労働基準監督署発表
令和8年3月5日

【照会先】
岸和田労働基準監督署
072-498-1012

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(スレート等屋根の踏み抜き防止措置を講じていなかった疑い)

令和8年3月5日、岸和田労働基準監督署(署長 あさだ まさひこ 浅田 雅彦)は、有限会社 あさの 浅野

しょうてん 商店及び同社職長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検
しました。

記

1 被疑者

(1) 有限会社浅野商店(以下「被疑会社」という。)

所在地 おおさか府おおさかしひがしすみよしくたかあい 大阪府大阪市東住吉区鷹合

事業内容 解体工事業

(2) 職長A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに、

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

同法第27条第1項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第524条(スレート等の屋根上の危険の防止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 事件の概要

被疑者Aは、令和7年10月14日、労働者Bに、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行わせるに際し、幅が30センチメートル以上の歩み板を設ける、防網を張る等の踏み抜きによる危険防止措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年10月14日、被疑会社が施工する大阪府泉南市樽井地内の平屋鉄骨造の工場解体工事現場において、高さ約3.1メートルから7.2メートルのスレート屋根の上で、労働者Bが作業を行っていたところ、スレートを踏み抜き、墜落し、重症を負う災害が発生しました。
- (2) 適用法条文は別紙のとおりです。

適用法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 (第1項 略)

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(第2項 略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号～第四号 略)

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第五百二十四条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう

場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。